

中山間地域等直接支払制度

—スマート農機の活用に向けて—

令和8年3月11日(水)
静岡県食と農の振興課

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

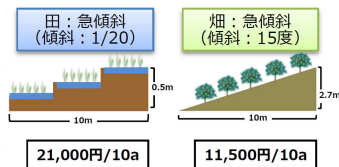
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560百万円 (前年度 27,560百万円)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し**、それにしたがって**農業生産活動等を行う**場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

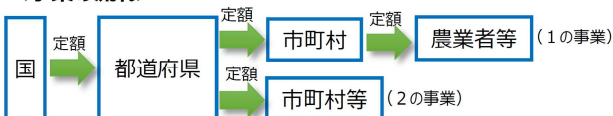
※1 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円(田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円(田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円(田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額: 100万円/年】	10,000円(最大※3)(地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額: 200万円/年】	5,000円(地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10ha~40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

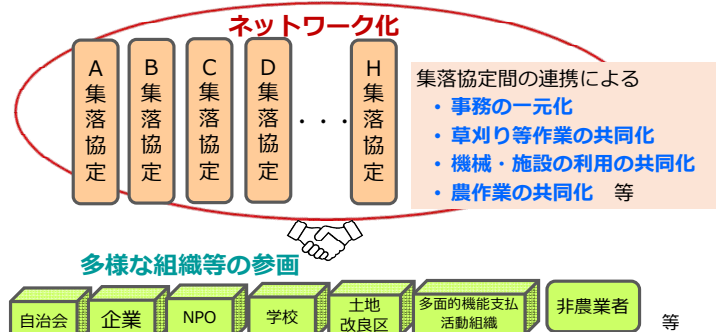
【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みの構築に向けて

- 共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みの構築に向け、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の参画などによる**体制づくり**や、スマート農業技術の導入による**省力化・効率化**、**棚田地域における振興活動**の実施を支援。
- 第6期対策では、営農継続のための省力化・効率化に高い効果を発揮する「スマート農業技術」の活用に必要な対策に特化した**スマート農業加算**を創設。

共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みの構築

体制づくり



- ネットワーク化活動計画
- ネットワーク化加算

省力化・効率化



- **スマート農業加算**

棚田の振興



- 棚田地域振興活動加算

3

スマート農業加算について

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

〈要件〉

- **対象の協定**：体制整備単価（※）の集落協定のみ
（棚田地域振興活動加算と同一農用地を対象とした重複はできません）
- **対象の農地**：集落協定の農用地
- **単価**：5,000円／10a（地目にかかわらず）
- **上限額**：200万円／年度
- **取組期間**：1～5年
- **目標設定**：定量的な目標を1つ以上定める

〔対象活動の例〕

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

※ 体制整備単価とは

第6期対策期間中（令和7～11年度）に、ネットワーク化や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた「ネットワーク化活動計画」を作成する場合に、交付単価の10割を交付するもの

4

スマート農業加算の対象となるスマート農業技術

「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」の第2条第1項で定義されるスマート農業技術(詳細は次の頁)や、それらと同等の共同取組活動の省力化・効率化が可能と考えられる新しい農業技術

想定する主なスマート農業技術

リモコン式自走草刈り機



ドローンや無人ヘリ



水管理システム



自動鳥獣捕獲機



等

スマート農業加算の目標設定例(取組例)

《目標設定例》

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を〇割減少させる(又は、「農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる」)
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を〇時間/日だけ減少させる(又は、「リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる」)

スマート農業加算の加算金の使途例

設定した目標を達成するために必要な活動費用やスマート農業機器の購入費用等に充てることが可能です。

- ◎スマート農業機器の購入費
- ◎スマート農業機器の免許取得・更新費用、研修受講費用
- ◎スマート農業機器のメンテナンス費用
- ◎燃料費や作業日当等の作業にかかる経費
- ◎既に所有しているスマート農業機器による取組に係る費用
- ◎スマート農業技術を活用した作業を外部委託にかかる費用等

5

(参考) 「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」におけるスマート農業技術について

スマート農業技術の活用の促進に関する法律におけるスマート農業技術

【定義】 法第2条第1項において、「スマート農業技術」を、次の①から③までに適合した技術と規定。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

<スマート農業技術の例>

自動運転	作業軽減	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理
ロボットトラクター		収量センサ付きコンバイン	ハウス等の環境制御システム	経営・生産管理システム	
自動操舵システム	水管理システム	ドローン/人工衛星	<p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	<p>(技術イメージ) 航空画像マップでは場見える化</p>	
自動収穫機					
運搬ロボット		<p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>		家畜の生体管理システム	
草刈ロボット	リモコン草刈機				

(参考) 各地域においてスマート農業加算で導入を検討している主な機器 (1/2)

(令和7年7月時点、聞き取り調査)

【取扱い上の留意点】

○本リストは、スマート農業加算の有効活用を図る上で、できる限り多くの機器等を知っていただくための情報提供を目的に、令和7年7月時点で各地域において導入を検討している主なスマート農業機器を農水省が道府県に聞き取り、作成したものです（一般的に情報が普及してきているドローンについては聞き取り対象外）。

○本リストの機器は、基本的にスマート農業加算の活動に導入可能ですが、集落協定において導入機器の選定を行う際には、機器の使用目的がスマート農業加算の趣旨に沿ったものになるようご留意をお願いします。

○技術の効果等を農林水産省が確認・認定しているものではありませんので、参考にする際にはご留意ください。また、掲載の順序が技術の優劣を示すものではありません。各技術の詳細については、利用者においてメーカーに問い合わせるなどして確認を行うようにしてください。

分類①	分類②
①草刈り関係	ラジコン草刈機
	親子式傾斜地草刈機
②水管理システム関係	アンテナ
	気象センサー
	水位センサー、給水ゲート、給水バルブ
③鳥獣対策関係	センサーカメラ
	センサー式自動捕獲システム
	獣害対策用高周波装置
	振動検知センサー
	長距離無線式捕獲パトロールシステム
	電気柵監視システム
	発信機・受信機

7

(参考) 各地域においてスマート農業加算で導入を検討している主な機器 (2/2)

(令和7年7月時点、聞き取り調査)

分類①	分類②
④システム関係 (生産管理システム等)	営農支援アプリ
	遠隔確認システム (乾燥機、粃摺機)
	栽培管理支援システム
	自動操舵システム
⑤その他	アイガモロボット
	コンバイン (直進・食味・収量センサ、KSAS連携)
	コンバイン (水分・収量センサー、MIT搭載)
	乗用田植機 (スマートアシスト)
	水稲用農薬散布ポート (ラジコン)
	スマート農業ロボット
	田植機 (自動運転、KSAS連携)
	田植機 (直進アシスト、条間アシスト、旋回アシスト)
	トラクター (スマートアシスト、操舵アシスト、直進アシスト)
	乾燥機 (AI搭載、乾燥機遠隔確認システム、運転データ自動記録)
水田雑草対策装置	

8